

# 高圧ガス貯蔵計画書（一般則・液石則）

## 1. 貯蔵の目的

(例) 高圧ガス容器の販売のため、高圧ガス容器を最大 5,000 m<sup>3</sup>貯蔵する。

## 2. 貯蔵するガス名

(例) 水素、炭酸ガス、液化石油ガス

## 3. 貯蔵の方法

(例) ローリーにより液化酸素、液化炭酸ガスおよび液化アルゴンをそれぞれの貯槽により受け入れし、貯蔵する。

## 4. 貯蔵量

### (1) 貯蔵量

ガス種	貯蔵設備名	貯蔵量 (kg・m <sup>3</sup> )
(例) 窒素	貯槽	9,000kg
合計		

### (2) 貯蔵量計算

(例) 内容積 18,000L の貯槽に液化酸素を貯蔵する。

一般則第2条第1項第9号ロにより、

$$\text{貯蔵量 } W = C_i \times w \times V_i = 0.9 \times 1.141 \times 18,000 = 18,484.2 \div 18,489\text{kg}$$

(次ページに続く)

**5. 省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項**（添付資料等にまとめること。）

**6. その他 特記事項※**

※高圧ガス製造設備を移設する場合や高圧ガス機器の一部が KHK の詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

（例）当該高圧ガス貯蔵所は〇〇会社△△事業所より移設する設備である。

当該設備の使用の経歴や保管状態の記録（定期自主検査記録や保安検査記録 等）は別紙のとおり。